

ピアホームだより

2021. 7.10

改めてグループホームについて

今年度、障害福祉報酬改定があり、グループホームにも大きな事務作業が発生しました。

重度化高齢化への対応で重度の人に手厚い点数、行動障害など医療的要素に厚い点数支援、また夜間体制の充実が目指されているようです。

都加算も障害福祉報酬改定に準じて大きく変わりました。

当所は、開設 12 年を迎え、指定障害福祉サービス事業者更新の年で、サービスの種類も諸事情から、外部サービス利用型から包括型へ変更したことから、人員体制も含め、多くの変更書類を出すことになりました。

最近、仲間内に、グループホーム開設のラッシュ？が起こっています。わずかばかりの経験を伝えているのですが、この際、改めて制度を整理しておこうと思います。

グループホームの種類

- 1 共同生活援助(介護サービス包括型)
- 2 日中サービス支援型共同生活援助
- 3 外部サービス利用型共同生活援助

共同生活援助と共同生活介護の 2 類型で開始されたグループホームですが、現在ほどの類型も介護を含むようになり現在の 3 類型になっています。

世話人配置は4:1, 5:1, 6:1が基本となります。区による認定調査によって重症度の区分認定がされ、重い方のお世話ほど点数が高いこととなります。区分は無しから6までです。

1が一般型となり、3は比較的軽い方対象で介護の必要な方が出たら外部業者に来てもらう、2は比較的重い方で通所出来ない方も受け入れる体制のグループホームです。世話人体制は3:1, 4:1, 5:1となります。

区分 3 以上は介護が必要とされるので、世話人の他、支援員の配置が必要となります。

点数はこの 3 類型で大きく分かれ、世話人配置と利用者の区分により細分化されるので膨大な体系になっています。

グループホームの方向は？

グループホームスタート時は社会復帰が叫ばれ、いかにして社会で一人暮らしに結びつけ

て行くかが主題であったと思います。

そのため、通過型を設け(財政支援的要素も強かった)3年という期限を設け、都の多くのグループホームはこの通過型でスタートしていましたが、昨今、一生住むことが前提のような滞在型グループホームが増えてきているように感じます。

その一つを見学する機会がありました。

障害者自立支援法施行当初議論された、病院を分離したような援護寮がまた復活されて来ているようでした。食事は3食全て提供され、夜間当直体制一介護施設の様に整っているのですが、その反面、行動が極力制限され、事件や事故を恐れるあまり？部屋に閉じ込めているようでした。

地域で生活して行く能力を育てる—それが、症状の回復にも役立つ—から、また、社会防衛の思想へと変わりつつあるように思います。

色んな障害者を経験し、このような体制の中で生きる選択もありと思うこの頃ですが、利用者の思いを汲み取った選択が必要になってくるでしょう。

今月の予定

7月17日・21日:埼玉県立大看護学科実習